

川口市営住宅設置及び管理条例施行規則(平成10年3月18日規則第5号)

最終改正:平成29年12月26日規則第57号

改正内容:平成29年12月26日規則第57号[平成30年1月1日]

○川口市営住宅設置及び管理条例施行規則
平成10年3月18日規則第5号

改正

平成11年3月16日規則第10号
平成12年3月6日規則第5号
平成13年9月27日規則第77号
平成13年11月12日規則第82号
平成14年7月9日規則第78号
平成19年3月30日規則第60号
平成19年8月6日規則第74号
平成19年9月27日規則第77号
平成20年1月30日規則第1号
平成21年3月5日規則第6号
平成21年10月28日規則第51号
平成23年3月31日規則第29号
平成23年10月5日規則第89号
平成24年10月31日規則第71号
平成25年3月29日規則第43号
平成25年12月20日規則第58号
平成26年3月28日規則第35号
平成26年9月26日規則第58号
平成27年3月30日規則第48号
平成29年3月31日規則第31号
平成29年12月26日規則第57号

川口市営住宅設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市営住宅設置及び管理条例(平成9年条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市営住宅の名称、位置等)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める市営住宅の名称、位置、戸数及び規格並びに共同施設の位置、種類及び規模は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。

(入居の申込み)

第3条 条例第8条第2項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の入居の申込み(以下「入居申込み」という。)をしようとする者(条例第5条各号(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に掲げる事由のいずれかに係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者を除く。)は、市長が定める期間内に、様式第1号の申込書を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1号から第6号まで(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に掲げる事由のいずれかに係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者は、様式第1号の申込書に次に掲げる書類(条例第7条第1項(条例第55条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公営住宅に入居することができるものとされた者にあつては、その者であることを証する書類)を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 入居申込みをしようとする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)に係る住民票の写し

(2) 収入(条例第2条第6号に規定する収入をいう。第6条第1項第2号、第15条第1項第1号、第27条、別表第3及び別表第4において同じ。)の額を証する書類

(3) 市民税の納税証明書

(4) 条例第6条第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

(5) 条例第5条第1号から第6号までに掲げる事由のいずれかに係る者であることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

3 条例第5条第7号(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に掲げる事由に係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者にあつては様式第2号の申込書に、条例第5条第8号(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に掲げる事由に係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者にあつては様式第3号の申込書にそれぞれ市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(受付票の交付)

第4条 市長は、前条の規定による入居申込みを受けたときは、当該入居申込みをした者(以下「申込者」という。)に対し、様式第4号の受付票を交付するものとする。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第9条(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)の規定により、申込者(第3条第1項の規定により入居申込みをした者に限る。)のうちから入居の予定者(以下「入居予定者」という。)の選定をしたときは、当該申込者にその結果を通知するものとする。

(入居資格審査書類の提出)

第6条 入居予定者は、市長が定める期日までに次に掲げる書類(条例第7条第1項(条例第55条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公営住宅に入居することができるものとされた者にあつては、その者であることを証する書類)を市長に提出しなければならない。

(1) 入居予定者及び当該入居予定者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る住民票の写し

(2) 収入の額を証する書類

(3) 市民税の納税証明書

(4) 条例第6条第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 入居予定者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の書類のほか、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、提出しなければならない書類が前項の書類と同一であるときは、この限りでない。

(1) 条例第11条第1号から第3号まで(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に該当する者 その者であることを証する書類

(2) 条例第11条第4号ア(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に該当する者 身体障害者手帳の写しその他その者であることを証

する書類

- (3) 条例第11条第4号イ(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に該当する者 戦傷病者手帳の写し
- (4) 条例第11条第4号ウ(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に該当する者 精神障害者保健福祉手帳の写しその他その者であることを証する書類
- (5) 条例第11条第4号エ(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に該当する者 療育手帳の写しその他その者であることを証する書類
- (6) 条例第11条第4号オ(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に該当する者 障害福祉サービス受給者証の写しその他その者であることを証する書類
- (7) 条例第11条第5号(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)に該当する者 現に同居し、又は同居しようとする親族に係る第2号から前号までのいずれかに定める書類
- (8) 第8条各号のいずれかに該当する者 その者であることを証する書類
(入居承認書の交付)

第7条 市長は、条例第8条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の承認をしたときは、様式第5号の承認書を申込者に交付するものとする。

(特に住宅に困窮していると認める者)

第8条 条例第11条第6号(条例第55条第3項及び第58条において準用する場合を含む。)の市長が特に住宅に困窮していると認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けて所持している者
- (3) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (4) 入居申込みの日前2年間に於いて、3回以上、入居申込みをし、入居することができない者(自己の責めに帰すべき理由により入居できない者を除く。)

(請書)

第9条 条例第13条第1項第1号(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の請書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の請書には、条例第13条第1項第1号(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定により連署する連帯保証人の印鑑証明書、収入の額を証する書類及び住民税の納税証明書を添付しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第10条 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、様式第7号の申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、新たに連帯保証人に立てようとする者の収入の額を証する書類及び住民税の納税証明書を添付しなければならない。

3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、これを変更しなければならない。

- (1) 住所が不明となったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判があったとき。
- (3) 破産、失業その他の事由により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他特別な事情により変更の必要が生じたとき。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5 入居者は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定により連帯保証人の変更について市長の承認を受けたときは、様式第6号の請書に新たな連帯保証人の印鑑証明書を添付して、市長に提出しなければならない。

(入居日の通知)

第11条 条例第13条第4項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、様式第8号の通知書により行うものとする。

(同居の承認)

第12条 入居者は、条例第14条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定により入居の際に同居した親族以外の親族の同居について市長の承認を受けようとするときは、様式第9号の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 同居させようとする者との関係を証する書類
- (2) 同居させようとする者の収入の額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、条例第14条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の承認をしたときは、様式第10号の承認書を当該申請をした入居者に交付するものとする。

(入居の承継)

第13条 条例第15条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定により市営住宅の入居の承継について市長の承認を受けようとする者は、様式第11号の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、条例第15条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の承認をしたときは、様式第12号の承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

3 条例第15条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の承認を受けた者は、条例第13条第1項(同項第2号を除く。条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)に規定する手続をしなければならない。

(同居者の異動)

第14条 入居者は、同居の親族に異動があったときは、当該異動のあった日から1週間以内に、様式第13号の異動届を市長に提出しなければならない。

(収入の申告等)

第15条 条例第17条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定による収入の申告は、市長が定める期日までに、様式第14号の申告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 収入の額を証する書類
- (2) 条例第6条第1項第2号ア(条例第58条において準用する場合を含む。)に該当する場合にあっては、その旨を証する書類

2 市長は、条例第17条第2項の規定に該当する入居者について、同条第3項の規定により当該入居者の収入の額を認定するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を徴するものとする。

- (1) 条例第17条第2項第1号に該当する者 医師の診断書その他その者であることを証する書類
- (2) 条例第17条第2項第2号に該当する者 療育手帳の写しその他その者であることを証する書類
- (3) 条例第17条第2項第3号に該当する者 精神障害者保健福祉手帳の写しその他その者であることを証する書類
- (4) 条例第17条第2項第4号に該当する者 医療、介護等の事務に従事する職員からの意見書その他その者であることを証する書類

3 条例第17条第3項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定による通知(条例第29条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。))及び条例第32条第1項(条例第58条において準用する場合を含む。)の規定による通知を含む。)は、様式第15号の通知書により行うものとする。

4 入居者は、条例第17条第4項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、書面を提出して行わなければならない。

(家賃等の減免及び徴収猶予)

- 第16条** 条例第18条(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第21条第1項後段(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、様式第16号の申請書にその理由を証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、減免又は徴収の猶予の可否を決定し、その旨を様式第17号の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
(共益費の徴収)
- 第17条** 市長は、条例第24条各号に掲げるものうち入居者の共通の利益を図るために必要と認められる費用(以下この条において「共益費」という。)を入居者から徴収することができる。
- 2 市が市営住宅を借り上げる場合において、入居者が負担する共益費の額は、市と市が借り上げる住宅の賃貸人が締結する賃貸借契約により定められた額とする。
- 3 条例第19条の規定は、共益費の徴収及び納付について準用する。
(不使用の届出)
- 第18条** 条例第26条(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第18号の不使用届により行うものとする。
(併用使用の承認)
- 第19条** 入居者は、条例第27条ただし書(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することについて市長の承認を受けようとするときは、様式第19号の申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき、条例第27条ただし書(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の承認をしたときは、様式第20号の承認書を当該申請をした入居者に交付するものとする。
(模様替え又は増築の承認)
- 第20条** 入居者は、条例第28条ただし書(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定により市営住宅の模様替え又は増築について市長の承認を受けようとするときは、様式第21号の申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき、条例第28条ただし書(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の承認をしたときは、様式第22号の承認書を当該申請をした入居者に交付するものとする。
(建替事業により新たに整備される公営住宅への入居の申込み)
- 第21条** 条例第39条の規定により新たに整備される公営住宅に入居を希望する者は、様式第23号の申込書を市長に提出しなければならない。
(明渡しの届出)
- 第22条** 条例第41条第1項(条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第24号の明渡し届により行うものとする。
(社会福祉法人等に対する使用許可)
- 第23条** 条例第44条第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第25号の申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
(駐車場の使用許可)
- 第24条** 入居者は、条例第48条第1項(条例第58条において準用する場合を含む。)の規定により駐車場の使用許可を受けようとするときは、様式第26号の申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき、条例第48条第1項(条例第58条において準用する場合を含む。)の許可をするときは、様式第27号の許可書を当該申請をした入居者に交付するものとする。
- 3 条例第48条第1項(条例第58条において準用する場合を含む。)の許可を受けた入居者が、当該許可に係る車両を変更したときは、様式第28号の変更届を市長に提出しなければならない。
(駐車場の使用料)
- 第25条** 条例第50条(条例第58条において準用する場合を含む。)の規則で定める駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。
(店舗である改良住宅の使用料)
- 第26条** 条例第56条第2項の市長が定める店舗である改良住宅の毎月の使用料は、10,000円とする。
(改良住宅の収入超過者の家賃)
- 第27条** 条例第57条の規定により市長が定める改良住宅の毎月の家賃は、別表第3の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定方法の例により算出した額(当該額が条例第56条第1項に規定する家賃限度額に同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を超える場合にあっては、当該乗じて得た額)とする。
(市単独住宅の家賃)
- 第28条** 条例第58条において読み替えて準用する条例第16条第1項の規則で定める市単独住宅の毎月の家賃は、別表第4のとおりとする。
(身分証票)
- 第29条** 条例第60条第3項の証票は、様式第29号の検査員証とする。
(管理代行者による管理)
- 第30条** 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定により埼玉県住宅供給公社(以下「管理代行者」という。)が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合におけるこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条から第7条まで、第10条、第12条から第14条まで、第19条、第20条及び第24条	市長	管理代行者
第13条、第19条及び第20条	市営住宅	公営住宅
第29条	様式第29号の検査員証とする	あらかじめ市長の承認を得て、管理代行者が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、公布の日から施行する。
(川口市営住宅設置及び管理条例施行規則の廃止)
- 2 川口市営住宅設置及び管理条例施行規則(昭和52年規則第21号)は、廃止する。
(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)
- 3 鳩ヶ谷市の編入の日(次項において「編入日」という。)前に、編入前の鳩ヶ谷市市営住宅条例施行規則(平成9年鳩ヶ谷市規則第20号。以下「編入前の鳩ヶ谷市規則」という。)の規定により入居の承認を受けた者の入居手続等は、なお編入前の鳩ヶ谷市規則の例による。
- 4 前項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成11年3月16日規則第10号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月6日規則第5号)

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成13年9月27日規則第77号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(平成13年11月12日規則第82号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成14年7月9日規則第78号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成19年3月30日規則第60号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の1市営住宅の表青木南住宅の項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成19年8月6日規則第74号)
この規則は、平成19年9月1日から施行する。
附 則(平成19年9月27日規則第77号)
この規則は、平成19年12月1日から施行する。
附 則(平成20年1月30日規則第1号)
この規則は、平成20年2月1日から施行する。
附 則(平成21年3月5日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成21年10月28日規則第51号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市営住宅設置及び管理条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。
附 則(平成23年3月31日規則第29号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成23年10月5日規則第89号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成23年10月11日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市営住宅設置及び管理条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。
附 則(平成24年10月31日規則第71号)
この規則は、平成25年3月1日から施行する。
附 則(平成25年3月29日規則第43号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市営住宅設置及び管理条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。
附 則(平成25年12月20日規則第58号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、同年1月1日から施行する。
附 則(平成26年3月28日規則第35号)
この規則は、平成26年5月1日から施行する。
附 則(平成26年9月26日規則第58号)
この規則は、平成26年10月1日から施行する。
附 則(平成27年3月30日規則第48号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成29年3月31日規則第31号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成29年12月26日規則第57号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第14号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1 公営住宅

名称	位置	構造	戸数	規格	備考
飯塚耐火住宅	飯塚3丁目	中層耐火	23	39.66	m ²
朝日2丁目住宅	朝日2丁目	木造	1	34.71	
青木住宅	西青木1丁目	高層耐火(単身者向)	34	34.39	
		高層耐火	37	43.41	
			25	52.56	
		高層耐火(車椅子対応)	1	44.74	
			1	53.45	
上青木住宅	上青木西5丁目	中層耐火	72	39.66	RA棟 RB棟 RC棟
前川住宅	前川3丁目	中層耐火	24	41.19	RC棟
			48	46.94	RA棟 RB棟
元郷住宅	元郷1丁目	中層耐火	40	46.94	RA棟 RB棟
青木南住宅	並木1丁目	高層耐火(単身者向)	22	34.54	
		高層耐火	40	43.48	
			29	52.70	
		高層耐火(車椅子対応)	1	44.63	
			1	53.44	
道合神戸住宅	大字道合	中層耐火	48	60.50	A棟 B棟
		高層耐火	30	49.00	E棟
			59	61.00	E棟
			20	45.00	E棟
	大字神戸	高層耐火(高齢者世帯向)	6	46.00	D棟
			3	56.92	D棟
		高層耐火	8	46.00	D棟
	大字道合	高層耐火	25	55.00	D棟
			28	61.00	E棟
		高層耐火(高齢者世帯向)	21	45.00	E棟
			5	45.00	E棟
			99	62.50	C棟
乙女山住宅	大字神戸	簡易耐火2階建	38	42.74	TA棟 TB棟 TC棟 TD棟 TE棟 TF棟 TG棟 MB棟 MC棟 MD棟
安行原住宅	大字安行原	中層耐火(単身者向)	8	34.56	A棟
		中層耐火	12	43.41	A棟
	大字安行領家	高層耐火(単身者向)	22	34.32	B棟
		高層耐火	37	43.42	B棟
			23	52.57	B棟
		高層耐火(車椅子対応)	1	44.64	B棟
			1	53.46	B棟
領家高層住宅	領家3丁目	高層耐火	89	43.74	
朝日高層住宅	朝日3丁目	高層耐火	150	40.83	
道合高層住宅	大字道合	高層耐火	56	45.57	
			20	57.80	
朝日東高層住宅	朝日5丁目	高層耐火	142	51.77	
		高層耐火(高齢者世帯向)	8	49.09	
神根耐火住宅	大字神戸	中層耐火	50	45.01	RA棟
			32	47.29	RB棟
北町耐火住宅	西川口5丁目	中層耐火	55	46.13	
仲町耐火住宅	西川口5丁目	中層耐火	40	46.13	
鹿島耐火住宅	大字安行領根岸	中層耐火	24	43.77	
前川4丁目住宅	前川4丁目	中層耐火	60	51.36	
飯塚4丁目住宅	飯塚4丁目	中層耐火	24	50.22	
根岸台高層住宅	大字安行領根岸	高層耐火	174	50.40	RC—A棟 RC—B棟

芝2丁目住宅	芝2丁目	中層耐火	49	53.20	
		中層耐火(車椅子対応)	1	53.20	
芝高木住宅	芝高木1丁目	中層耐火	60	56.00	RA棟
		低層耐火(高齢者世帯向)	6	43.78	RB棟
		低層耐火(身障者世帯向)	1	78.52	RB棟
根岸が丘住宅	大字安行領根岸	中層耐火	71	55.80	RA棟 RB棟
並木4丁目住宅	並木4丁目	中層耐火	53	55.80	
東本郷住宅	本蓮3丁目	高層耐火	55	58.50	
		中層耐火	20	51.40	
原町住宅	原町	中層耐火	20	65.29	A棟
			12	62.62	B棟
木曾呂住宅	大字木曾呂	中層耐火	41	55.80	
塚越田中住宅	大字芝	中層耐火	23	62.78	A棟 B棟
飯塚西住宅	飯塚4丁目	中層耐火	37	62.00	
根岸北住宅	大字安行領根岸	中層耐火	54	55.80	
東領家住宅	東領家5丁目	中層耐火	33	55.80	
前田住宅	南鳩ヶ谷8丁目	中層耐火	12	57.20	A棟
			12	57.20	B棟
東鳩ヶ谷住宅	桜町4丁目	高層耐火	6	50.33	5号棟
			16	43.21	6号棟
			8	49.97	6号棟
			8	49.97	6号棟
			2	57.14	6号棟
			5	60.74	7号棟
西鳩ヶ谷住宅	大字里	高層耐火	7	43.53	1号棟
			15	50.80	1号棟
			1	43.53	2号棟
			1	50.80	2号棟

2 改良住宅

名称	位置	構造	戸数	規格	備考	
前田改良住宅	南鳩ヶ谷8丁目	中層耐火		m ²		
			16	38.44	H棟	
				16	40.01	J棟
	鳩ヶ谷緑町2丁目	中層耐火	16	42.83	G棟	
	南鳩ヶ谷8丁目	中層耐火	20	49.47	E棟	
			24	51.18	D棟	
		32	51.18	C棟		
前田改良住宅店舗	南鳩ヶ谷8丁目	簡易平屋建	3	19.44	店舗棟	

3 市単独住宅

名称	位置	構造	戸数	規格	備考
安行領家住宅	大字安行領家	中層耐火	6	m ² 39.90	
西川口住宅	西川口5丁目	中層耐火	1	21.50	
			12	26.90	
			1	28.70	
元郷2丁目住宅	元郷2丁目	中層耐火	6	45.36	
			3	51.30	

別表第2(第2条、第25条関係)

1 公営住宅の共同施設

名称	位置	種類	規模	使用料(月額)
道合神戸住宅駐車場	大字道合	駐車場	駐車台数 134台	7,560円
青木南住宅駐車場	並木1丁目	駐車場	駐車台数 16台	15,100円
		駐車場(車椅子対応)	駐車台数 2台	15,100円
安行原住宅駐車場	大字安行領家	駐車場	駐車台数 26台	7,200円
		駐車場(車椅子対応)	駐車台数 2台	7,200円
		駐車場(軽自動車用)	駐車台数 12台	6,170円
青木住宅駐車場	西青木1丁目	駐車場	駐車台数 24台	15,100円
		駐車場(車椅子対応)	駐車台数 2台	15,100円
朝日高層住宅駐車場	朝日3丁目	駐車場	駐車台数 9台	12,000円
		駐車場(軽自動車用)	駐車台数 3台	10,000円

2 市単独住宅の共同施設

名称	位置	種類	規模	使用料(月額)
安行領家住宅駐車場	大字安行領家	駐車場	駐車台数 6台	6,480円

別表第3(第27条関係)

入居者の収入	算定方法	倍率
114,000円を超え139,000円以下の場合	公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第2条に定める方法	1.2
139,000円を超え158,000円以下の場合	同上	1.3
158,000円を超え191,000円以下の場合	令第8条第2項に定める方法	1.4
191,000円を超え313,000円以下の場合	同上	1.5
313,000円を超える場合	同上	1.8

別表第4(第28条関係)

入居者の収入 住宅の名称	104,000円 以下の場合	104,000円 を超え 123,000円 以下の場合	123,000円 を超え 139,000円 以下の場合	139,000円 を超え 158,000円 以下の場合	158,000円 を超え 186,000円 以下の場合	186,000円 を超え 214,000円 以下の場合	214,000円 を超え 259,000円 以下の場合	259,000円 を超える場合
安行領家住宅	21,200円	24,500円	28,000円	31,600円	36,100円	41,600円	48,700円	56,200円
西川口住宅(21.50㎡)	12,500円	14,500円	16,600円	18,700円	21,400円	24,700円	28,900円	33,300円
西川口住宅(26.90㎡)	15,700円	18,100円	20,800円	23,400円	26,800円	30,900円	36,100円	41,700円
西川口住宅(28.70㎡)	16,800円	19,400円	22,100円	25,000円	28,500円	32,900円	38,600円	44,500円
元郷2丁目住宅 (45.36㎡)	28,500円	32,900円	37,600円	42,400円	48,500円	56,000円	65,500円	75,600円
元郷2丁目住宅 (51.30㎡)	32,200円	37,200円	42,600円	48,000円	54,900円	63,300円	74,100円	85,500円

川口市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予実施要綱

平成28年8月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 川口市営住宅設置及び管理条例（以下「条例」という。）第18条（条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による家賃及び第21条第1項後段（条例第54条及び第58条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による敷金にかかる減免及び徴収猶予の実施については、条例、川口市営住宅設置及び管理条例施行規則（以下「規則」という。）その他法令に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、条例及び規則に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) みなし所得金額 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額をいう。ただし、次のアからオまでに掲げる事由に該当する者がいるときは、それぞれアからオまでに定めるとおり認定する。

ア 離職又は失職し新たな職に就く見込みがないとき 前職にかかる収入を除いた年間収入額

イ 就職後1年を経過しないとき 給与支払証明書等により給与支払者が証明する就職後から申請時までの収入額を年額に換算した額

ウ 事業開始後1年を経過しないとき 事業実績証明により証明される事業開始後から申請時までの収入額を年額に換算した額

エ 年金収入等が開始したとき 支給開始後から申請時までの受給額等を年額に換算した額

オ 転職等で過去1年間に収入の方法が変わったとき 前の職業等による収入は除き、新たな職業等による収入額を年額に換算した額

(2) みなし収入 みなし所得金額から公営住宅法施行令（以下「令」という。）第1条第3号イからホまでに掲げる額及び次条に定める額を控除した額を12で除した額をいう。

(3) みなし家賃 みなし収入により条例第16条、第56条又は第58条に定める方法で算出した家賃をいう。

(家賃の減免の対象)

第3条 条例第18条各号に規定する家賃の減免の対象となる事由は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第18条第1号に規定する入居者の収入が著しく低額であるときとは、生活保護法によ

る住宅扶助(中国残留孤児等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。以下同じ。)の**受給者**で、同法の規定による住宅扶助基準額が家賃の額に満たないときとする。

(2) 条例第18条第2号に規定する入居者が病気、失職等の事由により著しく生活が困難な状態にあるときとは、次のいずれかのときとする。

ア 入居者又は同居者が疾病により6か月以上の療養を要した場合において、当該療養のために支出した医療費のうち市長が認める額をみなし所得金額から控除して算出したみなし収入が、下位の収入の区分に相当する額となったとき。

イ 生活保護法による住宅扶助の受給者で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助費の支給を停止されたとき。

(3) 条例第18条第3号に規定する入居者が災害により著しい損害を受けたときとは、次のいずれかのときとする。

ア 風水害、火災その他の災害(その災害が入居者又は同居者の故意又は重大な過失による場合を除く)により著しい損害を受けた場合において、損害額(損害保険金等で補てんされるものを除く。)のうち市長が認める額をみなし所得金額から控除して算出したみなし収入が、下位の収入の区分に相当する額となったとき。

イ 入居者又は同居者の責めに帰すべき事由によらない災害により、住宅の一部又は全部が使用不能となったとき。

(4) 条例第18条第4号に規定するその他前3号に準ずる特別の事情があるときとは、次のいずれかのときとする。

ア 収入認定後に、次の理由により収入の変動があり、変動後のみなし収入が、下位の収入の区分に該当する額となったとき

(ア) 入居者本人が死亡または離婚により退去し、同居者が承継する場合

(イ) **同居者が、結婚、離婚又は死亡**により同居することができなくなった場合

(ウ) 入居者又は同居者が離職し、新たな職に就く見込みがない場合

(エ) 入居者又は同居者が、**事故及び疾病**その他のやむをえない事情により今までどおり通常の仕事ができない場合

イ 前3号又はアに規定する場合に準ずる特別の事情があるとき

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、原則として、減免をしないものとする。

ア 高額所得者又は収入超過者であって、申請しようとする時もお収入超過である場合

イ 条例第42条第1項各号(第2号及び第6号を除く。)のいずれかに該当する場合

ウ 滞納者(支払計画又は和解条項に従って納付している者を除く。)

(家賃の減免額)

第4条 前条各号に該当する者については、次の各号に定めるところにより家賃を減免することができる。

- (1) 前条第1号に該当する者 住宅扶助基準額を超える家賃の額を減額
- (2) 前条第2号アに該当する者 みなし家賃の額を超える家賃の額を減額
- (3) 前条第2号イに該当する者 家賃を免除
- (4) 前条第3号アに該当する者 みなし家賃の額を超える家賃の額を減額
- (5) 前条第3号イに該当する者 使用不能部分の床面積÷当該住宅の床面積×家賃の額（100円未満切上げ）を減額又は免除
- (6) 前条第4号アに該当する者 みなし家賃の額を超える家賃の額を減額

(家賃の減免期間)

第5条 家賃を減免する期間は、第3条第3号に該当する者にあつては災害のあった日の属する月から、同号以外に該当する者にあつては申請があった月の翌月から、当該年度内で必要と認める期間とする。ただし、第3条第4号アに該当する場合を除き、入居者の申請により、1年の範囲内で更新することができる。更新の申請は、減免申請に準じて取り扱うものとする。

(家賃の減免申請)

第6条 家賃の減免を受けようとする者は、規則第16条に規定する様式第16号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
 - (2) 世帯全員の収入額を証する書類
 - (3) 減免を受けようとする理由を証する書類 ① 災証明書、疾病又は災害等による医療費及び損害額を確認できる書類等の写し、死亡診断書又は戸籍謄本、廃業届、雇用保険受給者証の写し又は退職証明書、生活保護開始（変更）決定通知書の写し等
 - (4) 家賃等を滞納している者にあつては、支払計画書の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、住宅政策課において得られた資料等により第3条各号のいずれかに該当することが明らかであるときは、添付書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

(家賃の徴収猶予)

第7条 家賃の徴収猶予は、6か月以内に家賃の支払能力が回復すると認められる場合に行うものとし、家賃の減免の規定に準じて処理するものとする。

(敷金の減免及び徴収猶予)

第8条 条例第21条第1項後段に規定する特別の事情があると認めるときとは、次のいずれかの

ときとし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ各号に掲げる場合に対応する敷金の額を減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者が市営住宅に入居しようとするとき 敷金にかかる住宅扶助費の額を超える敷金の額を減額
- (2) 条例第7条の規定により被災市街地復興特別措置法第21条又は福島復興再生特別措置法第30条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者及び条例第5条第1号に該当する者が新たに入居しようとするとき 全額を徴収猶予

（敷金の徴収猶予期間）

第9条 前条第2号に該当する場合には、敷金の徴収猶予期間は、被災した日の属する月から3年の範囲内で必要と認める期間とする。

（敷金の減免及び徴収猶予申請）

第10条 敷金の減免等を受けようとする者は、規則第16条に規定する様式第16号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 第8条第1項に該当する者 一時扶助決定通知書の写し
- (2) 第8条第2項に該当する者 災証明書その他の入居資格の特例措置の対象者であることを証する書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、住宅政策課において得られた資料等により第8条のいずれかに該当することが明らかであるときは、添付書類の全部又は一部の提出を省略することができる。

（敷金の減免及び徴収猶予の決定等）

第11条 市長は、減免等の可否を決定したときは、規則第16条第2項に規定する様式第17号の通知書により申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

第12条 減免等を受けている者が、減免等の理由がなくなったときは、市長に速やかに市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）理由消滅届（別紙）を提出しなければならない。

（減免等の取消し）

第13条 市長は、減免等を受けている者が虚偽の申請をしていることが判明したとき又は減免の決定後の家賃を滞納したときは、当該減免等の決定を取り消し、既に減免等をした家賃相当額を納付させることができる。

2 市長は、減免等を受けている者から前条の届出があった場合は、当該届出事由の発生した日の

翌月から当該減免等の決定を取り消すものとする。また、前条の届出がなく減免等の理由がなくなったことが判明したときも同様とする。

3 市長は、前2項の処分を行ったときは、相手方に通知するものとする。

(申請窓口)

第14条 減免等の申請は、川口市営住宅入居サービスセンターが受け付け、精査の上、意見を付して住宅政策課長へ送付するものとする。

(適用除外)

第15条 この要綱に定める家賃等の減免及び徴収猶予は、申請日において既に納入されている家賃等及び納期限が過ぎている家賃等には適用しない。

2 条例第61条の規定に基づき目的外使用の許可を受けた者に対する減免及び徴収猶予については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成14年6月1日から適用する。
- 2 川口市営住宅の家賃及び敷金の減額及び徴収猶予実施要綱（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、みなし寡婦及びみなし寡夫に関する規定は、平成26年4月分以降の家賃から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成28年10月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の再現に、改正前の川口市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予実施要綱第3条第4号イに該当し、条例第18条の規定により家賃の減免を受けている者の減免期間中の家賃については、減免後の額とする。

別紙

市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）理由消滅届

年 月 日

（あて先）川口市長

住 宅 名 住宅
部屋番号 号
氏 名
電話番号

次のとおり市営住宅の家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を受けましたが、理由がなくなりましたので、届け出ます。

家賃(敷金)減免(徴収猶予)可否決定通知日等	川 住 発 第 号 年 月 日
家賃（敷金）の額	円
減免後の家賃（敷金）	円
減免（徴収猶予）期間	年 月から 年 月まで 月間
減免（徴収猶予）の理由となつた事由	1 災害、事故による損失
	2 疾病、死亡による出費に伴う困窮
	3 事業の廃止、中止又は失業による損害
	4 その他（ ）
減免（徴収猶予）理由がなくなつた日	年 月 日

平成 14 年 7 月 12 日 市長決裁

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等を請求する
訴訟並びに支払命令申し立て対象者選定基準

1 明渡し及び滞納家賃等請求訴訟対象者

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 原則として、12 ヶ月以上の家賃を滞納していること。
- ② 訴訟に踏み切る旨の最終の通知書を発したにもかかわらず期限内に納入しないこと。
- ③ 催告に応じない、又は指導に従わないもの。

2 支払い命令申し立て対象者

次の号のいずれにも該当するものとする。

- ① 原則として、12 か月分以上の家賃を滞納していること。
- ② 支払命令を申し立てる旨の最終の通知書を発したにもかかわらず期限内に納入しないこと。
- ③ 既に、市営住宅を退去していること。

3 対象者選定に当たっての特例

1 又は 2 に該当する場合であっても、その者が、次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、その対象から除くことができる。

- ① 入居者が、疾病にかかり、又は不慮の災害にあったことによって、入居者が多額の出費を要しているとき。
- ② 入居世帯の主たる生計維持者が死亡したことによって、その世帯の生活状態が極めて困窮しているとき。
- ③ 生活保護受給者で、受給後の家賃を定期的に納めている場合。
- ④ その他やむを得ない特別な事情があると認められるとき。